

パラグアイ共和国 (Republic of Paraguay)

通信

I 監督機関等

国家電気通信委員会 (Comisión Nacional de Telecomunicaciones : CONATEL)

Tel. : +595 21 448 2000

URL : <http://www.conatel.gov.py/>

所在地 : Presidente Franco N 780 Ayolas, Asuncion, Central PARAGUAY

幹部 : Mirian Teresita Palacios Ferreira (総裁 / President)

所掌事務

1995年に創設された独立規制機関であり、免許料及び電波利用料により運営される。「法律第642号16条」により、以下を含む26事項を所掌している。

- ・ 電気通信に関する規則の公布及び技術基準の承認
- ・ 事業権、免許、許可の付与条件の規制、管理及び監査
- ・ 法令、関連契約書、事業権、免許、許可等に定められた制裁の実施
- ・ 電気通信サービス料金、価格及び税金等に関する事項
- ・ 相互接続に関する調整、紛争仲裁
- ・ ユニバーサル・サービス基金の管理・分配

II 法令

1995年電気通信法 (法律第642号)

市場原理の導入による電気通信事業の近代化促進と、サービス品質の向上を目的としている。同法の第16～18条に基づいて、規制監督機関 CONATEL が創設された。また、電気通信事業を基本サービス (同法第21～26条、市内・長距離・国際電話)、放送サービス (第27～45条)、その他のサービス (第46～61条、付加価値サービス等) に分類し、それぞれに規制のあり方を定めた上で、各サービス分野への事業認可・免許付与制度について、第62～73条で定めている。

なお、CONATEL は電気通信市場の自由化に向けて ITU の協力の下、2005年ごろから電気通信法の改正に着手しているが、進展はスローペースである。政府は電気通信市場の全面的自由化の代わりに、2009年3月に卸売インターネット接続サービス市場を自由化するなど、個別市場の自由化に方針を転換している。

2014年7月、CONATEL は電気通信法改正を推進するためパラグアイの大手

法律事務所 Peroni Sosa Tellechea Burt & Narvaja (PSTBN) と委託契約を締結した。

Ⅲ 政策動向

1 免許制度

(1) 免許制度の概要

「1995年電気通信法」の第62～73条で電気通信サービスの免許に関する規定が定められており、第65条で CONATEL に免許を付与する権限が与えられている。基本サービス（市内・長距離・国際電話）は、政府と事業者間での営業権譲渡契約となり、契約内容は国会の承認を要する。なお、その他のサービスの免許・許可は CONATEL が独自に行える。免許期間は、基本サービスの場合 25 年（契約で個別に規定することが可能）、その他のサービスが 5 年とされているが、いずれも更新が可能である。

(2) 外資規制

「投資法（1992年法令第117/91）」では、外国資本の出資比率に関する規制はない。同国において会社設立は容易で、外国資本 100% の企業でも可能である。

2 競争促進政策

(1) 民営化

政府は 1996 年、1998 年、2000 年、2002 年に旧電気通信公社 Antelco（2001 年に Copaco に社名変更）の民営化を計画したが、労働組合の反対によりいずれもとん挫した。そこで政府は Copaco の公社形態を維持したまま、2003 年から市内・長距離電話市場を自由化すると発表した。再び労働組合の猛反対に遭い、計画は現在も中断されたままである。2005 年にも Copaco の売却を含んだ法案が却下され、2006 年には公営企業の民営化を促す国際通貨基金（International Monetary Fund : IMF）による監査・勧告も発表されたが、2015 年 10 月現在も公共事業通信省が同社株式の 100% を保有しており、固定通信市場は Copaco の独占状態にある。ただし、インターネット市場については、2009 年 3 月、CONATEL はこれまで Copaco の独占状態にあったインターネット接続サービス及びデータ通信サービス（VoIP を除く）の開放を決定した。

(2) 番号ポータビリティ

2011 年 1 月に移動体通信の番号ポータビリティ（Mobile Number Portability : MNP）が CONATEL の理事会で承認された。2012 年 6 月には MNP のデータベース管理事業をスペインの El Corte Ingles 社が落札し、2012 年 11 月から MNP の運用が開始された。MNP の運用開始後の 3 年間で、約 35 万人が MNP 制度を利用した。同期間に MNP の恩恵を最も受けたのはクラロ（Claro）で、反対に転出超過となったのはオラ（Hola）であった。

3 情報通信基盤整備政策

(1) ユニバーサル・サービス

「1995年電気通信法」第97条でユニバーサル・サービス基金の設置が規定されており、電気通信事業者には営業収益の1%を同基金に拠出することが義務付けられている。1999年の設立以来、同基金は公衆電話の設置並びに、公共安全通信システムの構築、教育機関へのインターネット接続サービス提供などに活用されている。最近ではデジタル・ディバイド解消に向けたプロジェクトとして、「パラグアイ 2013 コネクテッド」(実施期間:2009年3月～2013年8月、予算約300万USD)が実施された。このほかに2012年と2013年に全国の210の地方自治体を結ぶ光ファイバ基幹回線整備プロジェクトの入札が実施され、ティゴ(Tigo)とオラが落札した。

(2) 国家電気通信計画 2011～2015年

2011年11月、CONATELは「国家電気通信計画(Plan Nacional de Telecomunicaciones Paraguay 2011-2015)」を発表した。電気通信サービスや基盤の発展に向けて、官民パートナーシップを通じ、全国及びあらゆる社会的水準での情報技術へのアクセスと利用の促進を目指している。

同計画では2015年までの具体的な数値目標が掲げられた。主な数値目標は以下のとおりである。

- ・ 毎年1億5,000万USDを投資
- ・ 年1,000km単位で光ファイバ網を拡張
- ・ 携帯電話の普及率100%を達成
- ・ 携帯電話のサービス提供エリアを95%に拡大
- ・ 固定電話の普及率10%を達成
- ・ 固定及びモバイル・ブロードバンド普及率をそれぞれ10%と50%に拡大
- ・ デジタルテレビの普及率を50%に拡大

IV 関連技術の動向

基準認証

CONATELは、「1995年電気通信法」に基づき、電気通信網の整合及び無線周波数の安全な利用のため、電気通信機器・無線通信機器の基準認証を所掌している。

V 事業の現状

1 固定電話

固定電話は、国営通信公社のCopacoが独占提供している。Copacoの独占状態が続いていることや、同社の資金不足からルーラル地域での通信基盤整備が進展

しなかったこと等が影響し、固定電話の普及率は中南米諸国の中でも低いレベルに位置する。

このため Copaco は、ルーラル地域向けに低コストで通信基盤を構築できる固定無線アクセス (FWA) を利用した音声電話サービスに投資先をシフトしており、パラグアイ政府も Copaco の通信基盤拡充計画を支援している。2014 年末現在、FWA サービス加入者は約 4 万 3,000 人いる。なお、2009 年 7 月に Copaco は VoIP サービスを政府の承認のもとで独占的に展開しており、約 1,600 人の加入者を得ている。

2 移動体通信

1 社が独占する固定電話市場と違い、移動体通信市場は大手 4 社がシェア争いを行っている状況だが、上位 2 社のシェアが極めて大きい。

移動体通信市場には、ルクセンブルクのミリコム・インターナショナル・セルラー (Millicom International Cellular: MIC) 傘下のティゴ (旧テレセル: Telecel)、アルゼンチンのテレコム・パーソナル (Telecom Personal) が 67.5% 出資するヌクレオ (Nucleo: ブランド名 パーソナル)、メキシコのアメリカ・モバイル (America Movil) 傘下のクラロ、国営の Copaco が所有するオラ (ブランド名 Vox 及び Copacel、数年前までは KDDI が出資していた) の 4 社が参入している。

2014 年末現在、首位のティゴは 51.7%、2 位のヌクレオは 33% の加入者シェアを占めている。一方、クラロとオラのシェアはそれぞれ 8.2% と 7.2% に低迷している。

3G サービス加入者数は約 71 万で、移動体通信加入者全体の約 9.5% を占めている。4G サービスは、オラとヌクレオ、ティゴがアスンシオン首都圏で提供しており、約 4 万強の加入者を得ている。

ティゴのモバイル決済サービス「Giros Tigo」は、金融機関に口座を持たない「unbanked people」の解消に貢献している。

3 インターネット

パラグアイは中南米諸国の中でもインターネットの普及が最も遅れている国の一つに挙げられる。その理由の一つに、国営の Copaco が固定通信の各種サービスにおいて強い支配力を有しており、競争が促進されていない状況が挙げられる。これを是正するため CONATEL は、2009 年 3 月に Copaco によるインターネット接続に使用されるアクセス回線の卸売サービスの独占を廃止している。

このほか、2007 年に非営利団体 Fundación Paraguaya と米国国際開発庁 (United States Agency for International Development: USAID) の協力のもと、デジタル・デバイド解消に向けた支援プロジェクト「Oportunet」が実施され、全国 105 か所の公共施設にインターネット接続環境及び情報リテラシー教育が提供された。2013 年 11 月には、パラグアイ政府とアルゼンチン政府が、パ

ラグアイの光ファイバ網拡大、パラグアイ全土への地上デジタル放送の展開等に関する二国間協定を締結した。

2014 年末現在、ブロードバンド回線は、ケーブルモデムと ADSL がほとんどで、それぞれ 59.4%と 35.7%の加入者シェアを得ている。WiMAX サービスもティゴとヌクレオにより提供されていたが、加入者の伸び悩みから 2007 年に撤退を決断し、ケーブルモデムやモバイル（TD-LTE）ブロードバンドへの移行を図った。FTTH サービスは、Copaco やティゴ、Saturno などが提供しているが、高額な料金がネックとなり、加入者数は伸び悩んでいる。

事業者別シェアでは、ティゴと Copaco の競争が激化しており、2015 年 6 月末現在、それぞれ 48.3%と 32.5%のシェアを獲得している。ティゴはアスンシオン首都圏を中心に FTTH サービスを拡充したり、2012 年 7 月にはケーブルテレビ最大手ケーブルビジョン（Cablevision）を買収し有料放送市場への事業展開を図るなどしてクアドルプルプレイを強化している。

VI 運営体

パラグアイ通信公社（Copaco）

URL : <https://www.copaco.com.py/>

幹部 : Eduardo Neri González Martínez（総裁／President）

概要

政府が株式の 100%を所有している。2001 年 12 月の組織改定時に Copaco（旧 Antelco）に改称され、99 年間の営業権が付与された。民営化は、労働組合の反対により再三延期されている。ルーラル地域向けに固定電話回線の拡充を行っているが、2008 年からは FWA 方式による音声通話サービスの導入にも取り組んでいる。2009 年には VoIP サービスを独占的に提供開始。2010 年 7 月には KDDI からオラの株式及び移動通信網を買収し、移動体通信サービス市場に参入した。2011 年 6 月には、パラグアイとボリビア間を結ぶ光ファイバ網整備でボリビアのエンテル（Entel）と提携し、2013 年より稼働を開始した。更に光ファイバ網を拡張するためブラジルのテレbras（Telebras）、アルゼンチンの ARSAT とも提携している。

放送

I 監督機関等

1 国家電気通信委員会 (CONATEL)

(通信 / I の項参照)

2 放送委員会 (Consejo de Radiodifusión)

「1995年電気通信法」第35～45条により設置された CONATEL の諮問機関で、周波数割当に関する助言や、放送に関する規制の改定作業への参加等を行う。ラジオ局 (首都・地方)、テレビ局、放送労働者及びケーブルテレビを代表する 5 名で構成される。代表の任期は 5 年とされているが、再選が可能である。

3 情報通信庁 (Secretaría de Información y Comunicación : SICOM)

URL : <http://www.sicom.gov.py/>

所在地 : Ayolas 451 entre Oliva y Estrella. Edif., Capital, PARAGUAY

幹部 : Fabrizio Caligaris (長官 / Minister)

所掌業務

2008年8月27日の「大統領令 171号」により設立され、コミュニケーションの民主化、国家の独自性、パラグアイやラテンアメリカの文化の強化、教育の質の向上、コミュニティ・ベースの団体の強化や市民の参加、国の発展の支援を使命にしている。2010年8月30日の「大統領令 4982号」により、公共テレビ放送が設立され、これを管轄するほか、公共ラジオ放送の再編も行っている。

II 法令

1995年電気通信法 (法律第 642号)

放送分野における基本法令となっている。ケーブルテレビについては、技術規定、番組作成規定等が「政令 9892/95」で別途定められている。その他、1998年制定の UHF 規則、VHF 規則をはじめ五つの放送関連規則が、基本法令及び政令を補完している。

III 政策動向

1 免許制度

「1995年電気通信法」第28条により、放送とは、「一方向性、同時性、1対多を有する通信」と定義されている。同法第34条において放送用の周波数割当の基本が規定され、第73条で放送免許は5年間で、更新可と定められている。

2 公共放送のガバナンス

2010年8月、「大統領令 4892号」が発出され、SICOM 管轄下で同国初となる

公共テレビ放送局 TV Pública が 2011 年 5 月 14 日に開局した。当初は試験的にチャンネル 14 でアナログ放送を、チャンネル 15 で ISDB-T 方式のデジタル放送を 1 日 6 時間放映した。都市部のケーブル事業者を通じた視聴も可能である。2013 年 8 月、「大統領令 137 号」が発出され、TV Pública の名称が PARAGUAY TV HD DIGITAL に変更された。

3 地上デジタル放送

地上デジタルテレビ放送の規格として、日本方式の ISDB-T を採用することが 2010 年 6 月に決定された。ブラジルの規制監督機関である国家電気通信庁 (ANATEL) と、デジタル放送用周波数再編及び低価格セットトップボックスの製造・開発で協力することに合意している。2011 年 8 月には、TV Pública が、地上デジタルテレビの本放送を開始しており、2015 年までに人口の半数をデジタル放送でカバーする計画である。アナログ放送停波時期は 2023 年 12 月 31 日を予定している。

IV 事業の現状

1 ラジオ

ラジオ放送局は、AM 局、FM 局、コミュニティラジオ局など多数存在する。国営放送に Radio y Televisión National del Paraguay (RNP) があり、商業放送に Radio Encarnacion、Radio Caritas (宗教放送) 等がある。

2 テレビ

公共放送 TV Pública が 2011 年 5 月 14 日に開局した。商業放送では SNT Cerro Cora (canal 9) と Telefuturo (canal 4) がよく視聴されている。その他に、Red Guarani (canal 2)、Paravision (canal 5)、La tele (canal 11)、Teledifusora Paraguaya (canal 13) がある。これら商業放送の番組の多くはアルゼンチン、コロンビア、メキシコ、ベネズエラ、米国などから輸入されたものである。

3 衛星放送

衛星放送は、通信大手のクラロ、TuVes、ヌクレオ等が実施している。米国のディレク TV (DirecTV) が衛星放送免許を取得しているが、サービス開始時期は明らかにしていない。同国では、有料放送を無償で視聴可能にする違法チューナー (AZBox など) が多数出回っており、有料放送事業者の経営に悪影響を及ぼしていることから違法チューナーの取締強化が求められている。

4 ケーブルテレビ

CONATEL は、2014 年現在、有料放送サービスの加入者数が 43 万 6,000 に達したと発表した。プラットフォーム別の加入者数は、ケーブルテレビが 27 万 6,000、衛星放送が 15 万 7,000、IPTV が 2,000 であった。

ケーブルテレビは首都圏を中心に普及しており、ケーブルテレビ最大手はティ

ゴである。ティゴは 2012 年 8 月にアルゼンチン最大のメディア企業 Clarin グループから 1 億 5,000 万 USD でケーブルビジョンを買収した。

V 運営体

Teledifusora Paraguaya

URL : <http://www.rpc.com.py/>

幹部 : Alfredo Chena (社長 / Presidente)

概要

1981 年に設立された。López Moreira 家の傘下にあったが、2007 年 11 月に起業家の Christian Chena 氏が株式の 80% を取得した。残りの 20% は Jorge López Moreira 氏の手元に残されていたが、現在では Christian Chena が 100% を保有している。番組構成は、総合番組構成となっている。

電波

I 監督機関等

1 監督機関

国家電気通信委員会 (CONATEL)

(通信 / I の項参照)

所掌事務

「1995 年電気通信法」に基づき、設立された独立規制機関であり、電波利用関係では、周波数利用計画を策定し、周波数管理を行う。

2 標準化機関

国家技術標準化機構 (Instituto Nacional de Tecnología, Normalización y Metrología : INTN)

URL : <http://www.intn.gov.py/>

住所 : Avda.Gral, Artigas 3973 c/ Gral.Roa, Asunción, PARAGUAY

幹部 : Ever Romild Cabrera Herebia (理事長 / Director General)

所掌事務

1963 年に設置が決定され、1965 年に設置された標準化機関である。「政令 15552/96 号」により、商品、システム、サービスを直接的に検査できるようになった。

II 電波監理政策の動向

1 電波監理政策の概要

「政令 14135/96」は、「1995 年法律第 642 号」に基づき、詳細を規定しており、電波の利用については同政令付第 103～113 条に規定されている。この中で、第 106 条に電波の利用には CONATEL により認可された免許が必要である旨規定されている。また、無線局は他の無線サービスの品質を危うくすることなく運用すること（第 109 条）、無線局は認可された出力電力及び周波数幅（指定された帯域における）を守ること（第 111 条）、無線局は他の目的には利用できないこと（第 112 条）等が規定されている。

2 無線局免許制度

電波利用のためには、CONATEL に申請し免許を得る必要がある。免許を譲渡するためには、CONATEL の事前許可が必要である。免許を取得する場合、免許料の支払が必要であり、商業利用の免許の場合には、毎年、総収入の 1% の免許料を支払う必要がある。免許の有効期間は公衆電気通信事業の場合は 20 年、放送事業では 10 年であり、そのほかの場合は、5 年であるが、再免許可能である。違反した場合、取消しなどの処分を受ける。なお、免許不要制度はないが、無線 LAN については、「決定 35/2010」に規定されている。

CONATEL は、2015 年 12 月に AWS 帯（1.7/2.1GHz）の周波数オークションを実施した。4G(LTE)向けに 12 ブロックの 2×5MHz、一事業者の上限は 30MHz、最低入札の総額は 1,500 万 PYG を想定していたところ、Tigo、Claro の 2 社がそれぞれ 3 ブロック、30MHz を獲得、落札総額は 9,000 万 USD となった。2016 年 8 月のサービス開始予定である。業界 2 位の Telecom Personal はオークションに参加せず、既存の 3G 用周波数 1.9GHz 帯を 4G にすると発表し、サービス開始は 3 月の予定である。

3 電波監視体制

電波監視については、「政令 14135/96」第 117～119 条に記載されている。第 117 条は、CONATEL は電波の利用及びその効率的な利用を行う通信サービスの適切な機能を確保しなければならないと規定している。第 118 条では、第 117 条の条項に準拠するため、CONATEL に、①電波発信技術を確認する、他システム及びサービスへの干渉の識別並びに所在位置を確認する、②CONATEL により定められた技術条件と異なる技術条件で通信サービスを提供する者、若しくは免許なしで通信サービスを提供する者を検知するという役割を定めている。

4 電波利用料制度

「政令 856/2000」により電波利用料に関する原則が制定され、無線システムごとに修正が行われている。

また、電波利用料の支払については、「政令 14135/96」付第 125～127 条に

規定されている。その概要は以下のとおりである。

- ・ 免許人の電波利用料（年額）は CONATEL が決定する（第 125 条）。
- ・ CONATEL は、電波利用料を毎年 1 月 1 日に官報に掲載する（第 126 条）。
- ・ 電波利用料は、毎年 2 月に前払する（第 127 条）。

5 電波の安全性に関する基準

「政令 10071/2007」に人体に対する電波保護基準が規定されており、国際非電離放射線防護委員会（International Commission on Non-Ionizing Radiation Protection : ICNIRP）のガイドラインを採用している。

ガイドラインの URL :

http://www.conatel.gov.py/index.php?option=com_content&view=category&layout=blog&id=41&Itemid=198

Ⅲ 周波数分配状況

CONATEL は、「政令 14135/96 号」第 104 条により、電気通信サービスに対して、周波数を分配する計画を策定すると規定されている。

周波数分配計画表 :

http://www.conatel.gov.py/index.php?option=com_content&view=category&id=23&Itemid=164